

令和2年6月の入札開始分から制度が変わりました

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合で、その者が暴力団員等のときは、買受人となれません。

令和2年6月の入札開始分から、入札時に入札書ごとに
下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 6日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月21日から 令和 7年11月28日まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 3日 午前10時00分 場 所 福井地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月24日 午前 9時50分 場 所 福井地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 4日から 令和 7年12月 5日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 裁判所の預金口座に所定の金額を振り込んだ旨の保管金受け入れ手続添付書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,960,000 1,568,000	一括	392,000	37,849	6,163
1	810,000				
2	1,150,000				



物 件 目 録

1 所 在 鯖江市杉本町35字西稻場
地 番 72番2
地 目 宅地
地 積 168.13平方メートル

2 所 在 鯖江市杉本町35字西稻場 72番地2
家屋 番号 72番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 69.80平方メートル
2階 70.50平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約95.40平方メートル
2階 約75.90平方メートル



物件明細書

令和 7年10月 8日

福井地方裁判所民事部

裁判所書記官 竹 澤 茂 樹

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 鯖江市杉本町35字西稻場
地 番 72番2
地 目 宅地
地 積 168.13平方メートル
- 2 所 在 鯖江市杉本町35字西稻場 72番地2
家屋 番号 72番2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 69.80平方メートル
2階 70.50平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 約95.40平方メートル
2階 約75.90平方メートル



令和7年（ケ）第43号
令和7年7月18日受理
令和7年9月8日提出

現況調査報告書

（物件1、2）

福井地方裁判所

執行官 宮川 千秋

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 鯖江市杉本町35字西稻場 |
| | 地 番 | 72番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 168.13平方メートル |
| 2 | 所 在 | 鯖江市杉本町35字西稻場 72番地2 |
| | 家屋番号 | 72番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 69.80平方メートル |
| | | 2階 70.50平方メートル |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

そ の 他 の 事 項

土地(物件1)

- 1 本土地の状況は、別紙土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 2 本土地の周囲境界付近に、境界標等と思われるものは見当たらない。
- 3 本土地の南西側が市道に接面している。
- 4 本土地の南東側境界付近には側溝が2つ存在する。本土地の南東側境界は、その2つの側溝と側溝の境と思われる。
- 5 本土地の北西側境界付近に、物件2建物の犬走り(コンクリート舗装)の端が位置している。
- 6 本土地の西角付近に、北陸電力送配電株式会社所有の電柱が設置されている。同社は、本土地所有者Aに対し、その電柱敷地料を支払うため、同人に契約書類を送付したが、同人から返信がなく、その支払いをできていない。
- 7 本土地の西角部には、狛犬(動産)が2体置かれている。

建物(物件2)

- 1 本建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本建物の床面積が公簿上の記載と異なるのは、本建物の1階及び2階の各増築部分が未登記のためである。
- 3 本建物は、北西側及び北東側の各外壁に、植物が生い茂り、経年以上の老朽化が見られる。生い茂った植物は、本建物内に侵入している。
- 4 本建物は、身体障害者仕様の住宅である。
- 5 本建物には、エレベーターが設置されている。同エレベーターが正常に可動するか否かを確認することはできなかった。
- 6 本建物は、ブルーシート、コンセント及び電灯スイッチの状況から、1階の台所及び各洋室並びに2階の各洋室を改装中に、その工事を止めたと思われる。
- 7 本建物1階の改装途中の洋室には、本建物所有者Aが代表者と思われる「株式会社ライブリッジ」の看板が置かれている。Aが代表者である「株式会社ライブリッジ」の役員は、Aのみである。
- 8 本建物の2階の和室には、小動物が侵入していたと思われる糞が存在する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

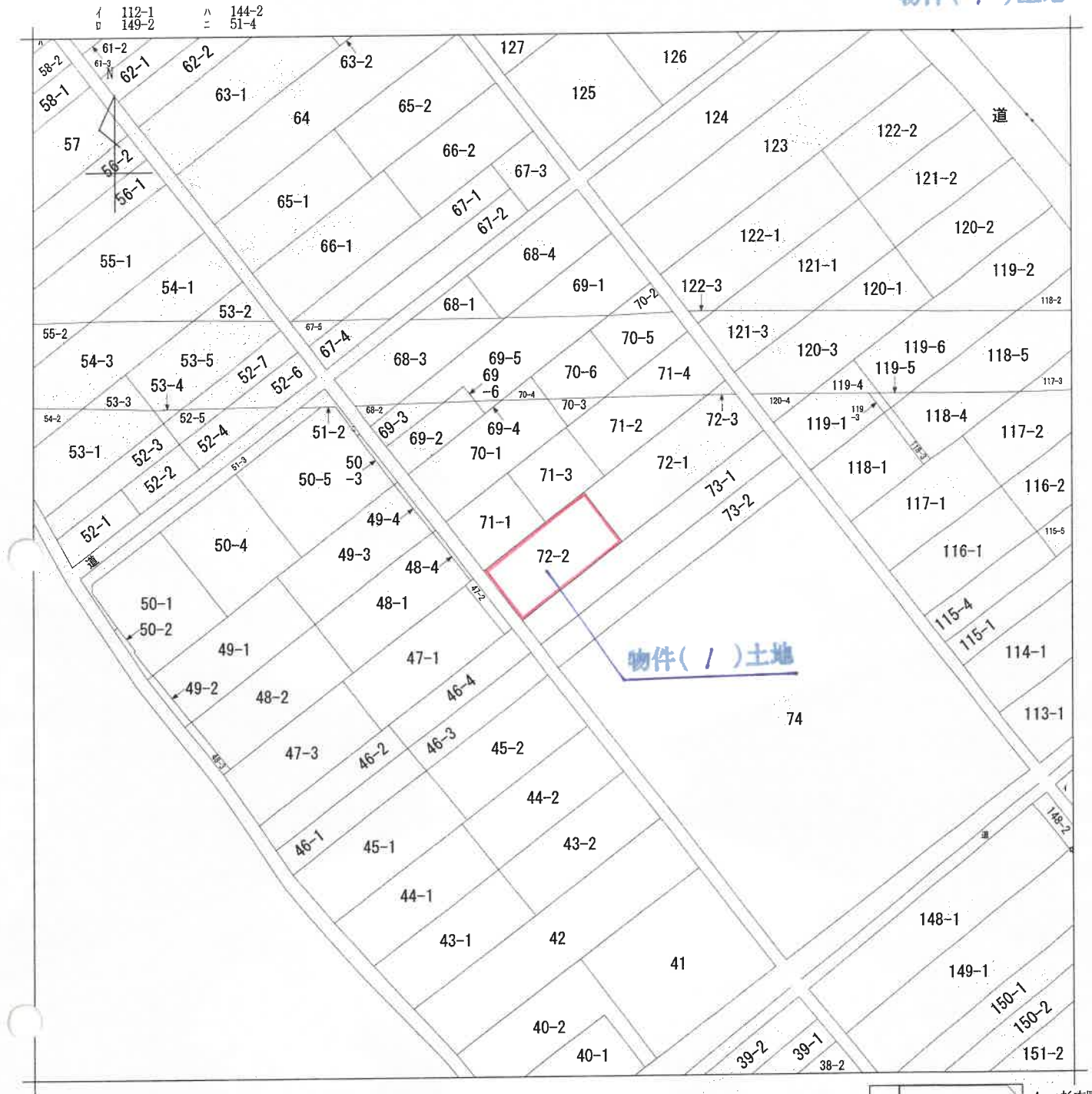
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (近隣住人)	1 私は、本件物件の近隣に住んでいる者です。 2 本件物件には、20年ほど前まで、身体障害者2人が夫婦で住んでいましたが、その後は誰も住んでいません。 3 株式会社ライブリッジというのは知りません。Aという人も知りません。 4 本件建物の玄関前にある狒犬2つは、5～6年前に置かれました。石川ナンバーの車が来て、置いて行ったようです。 (令和7年8月1日に口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

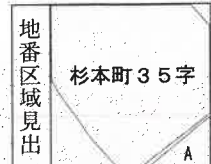
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年 7月18日(金) 14:05-14:20	福井地方法務局	公簿、公図、地積測量図、建物図面等の交付請求等
令和7年 7月22日(火) 17:00-17:15	物件所在地	現況調査 写真撮影 占有関係の調査 賃借関係の調査
令和7年 8月 1日(金) 8:55-10:35	物件所在地	評価人同行 立入調査(全室)・現況調査 写真撮影・占有関係の調査 賃借関係の調査
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 8月 1日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 杉本町35字

請求部	所在	鯖江市杉本町35字西稲場				地番	72番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(福井地方方法務局武生支局管轄)

令和7年7月18日

福井地方方法務局

登記官

請求番号: 20-1

(1/1)

(6枚目)

A4判に縮小

公用

登記年月日：平成1年12月15日

公用

0316237

72-2 72-1

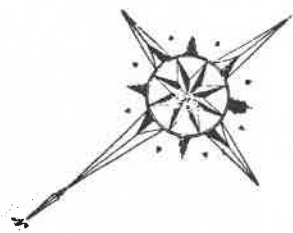
地番

土地の所在
鯖江市杉本町35字西稻場

前72後 72-1 72-2

地積測量図

昭和1年12月15日登記



道 路

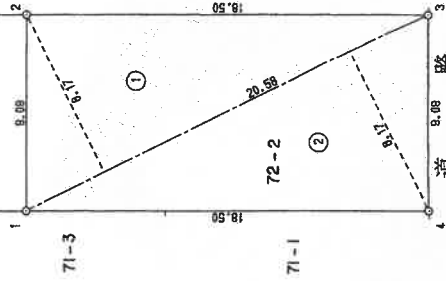
71-2

72-1

73-1

三斜求積表

地番 符号	72-2 底辺	高さ	底面積
1	20.58	8.17	168.1386
2	20.58	8.17	168.1386
			底面積
			336.2772
			底面積
			168.13860
			168.13 m ²
残地番	72-1	公 積	408.61
			總 計
			168.13860
			238.47140
			238.47 m ²



境界標の種別
合成樹脂杭 1
鋲 2 3 4

申請人

(平成元年12月9日作製)

作製者

縮尺 1/250

A4判に縮小

(7枚目)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局武生支局管轄)
令和7年7月18日 福井地方方法務局

請求番号：20-2

登記年月日：平成2年4月17日

公用

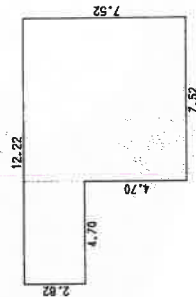
0050633 各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号
72-2

建物の所在
鯖江市杉本町35字72番地2

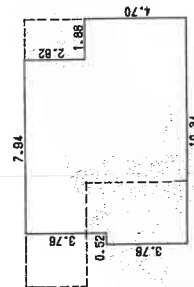
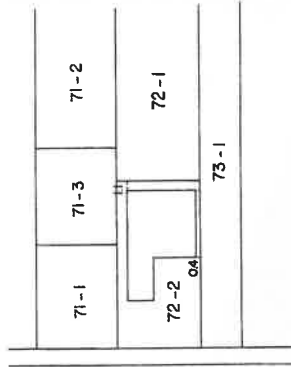
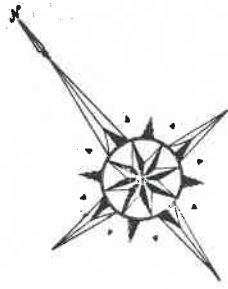
昭和2年4月17日登記



求積
1 階

$$\begin{aligned} 4.70 \times 2.82 &= 13.2540 \\ 7.52 \times 7.52 &= 56.5504 \end{aligned}$$

床面積
69.8044
69.80 m²



求積
2 階

$$\begin{aligned} 0.52 \times 3.76 &= 1.9552 \\ 7.94 \times 7.52 &= 59.7088 \\ 1.88 \times 4.70 &= 8.8360 \end{aligned}$$

床面積
70.5000
70.50 m²

作製者

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/600

A4判に縮小

(8枚図)

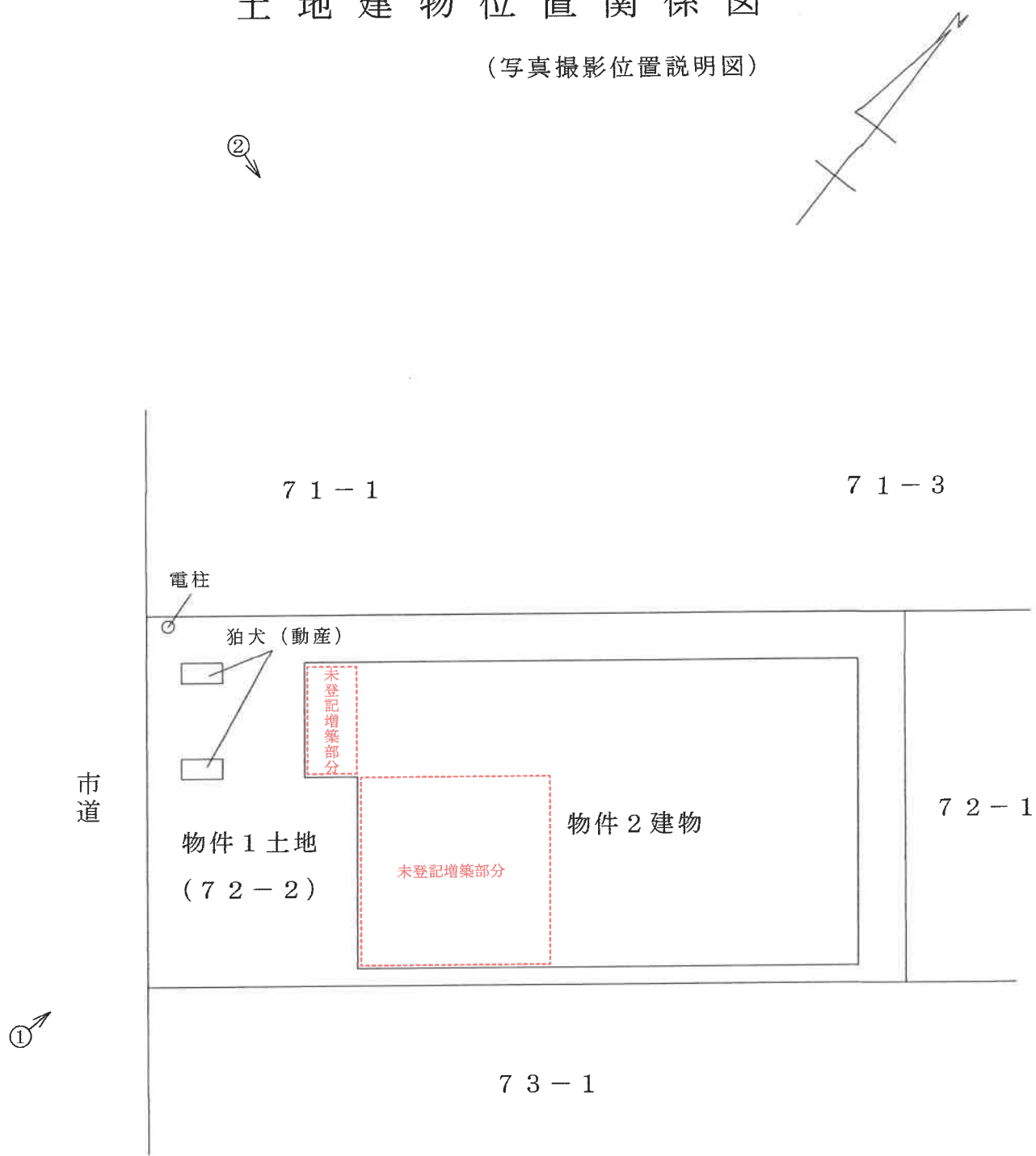
登記官

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(福井地方方法務局武生支局管轄)
令和7年7月18日 福井地方方法務局

請求番号：20-3

土地建物位置関係図

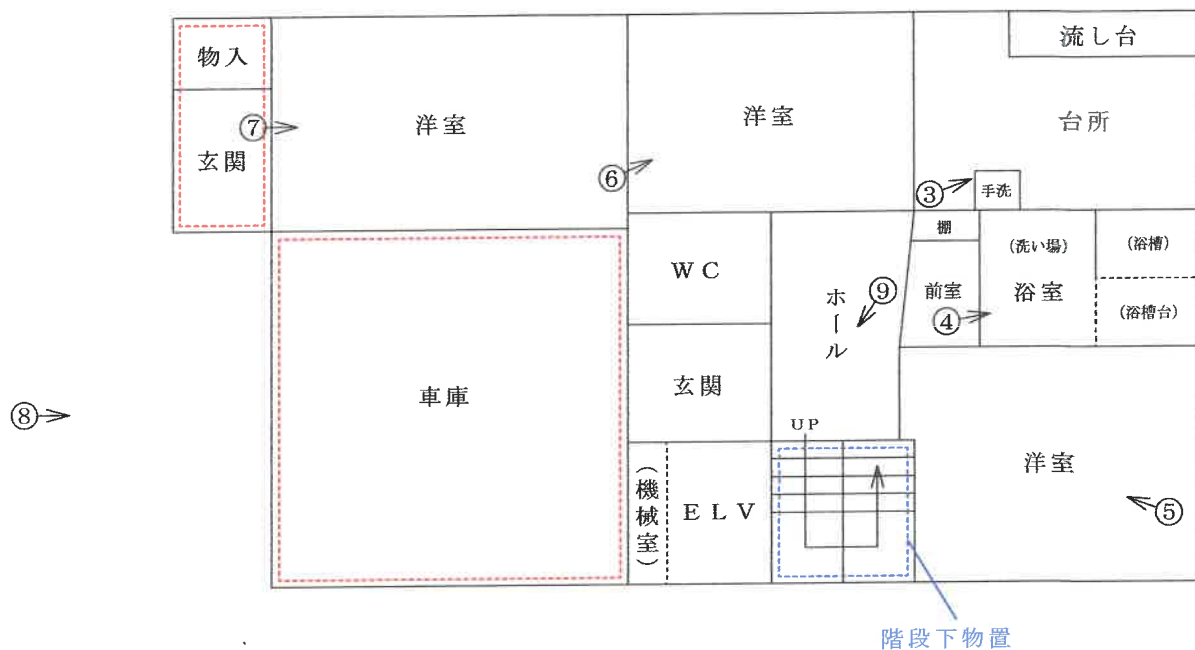
(写真撮影位置説明図)



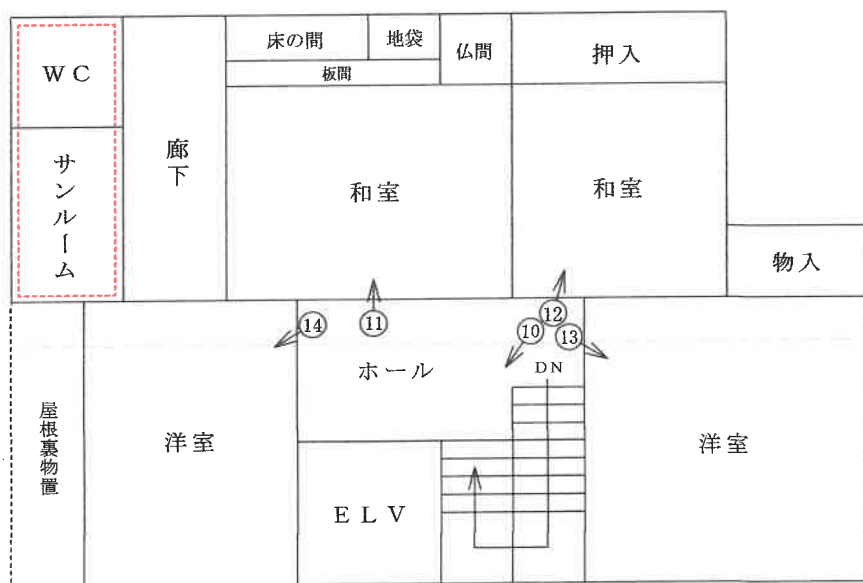
←○写真撮影位置・方向

建物間取図 (写真撮影位置説明図)

1 階



2 階



・・・未登記増築部分

←○写真撮影位置・方向

(10 枚目)

写真番号 1

本件競売物件の全景を撮影



写真番号 2

本件競売物件の全景を撮影



写真番号 3

物件2建物の内部（1階の台所）を撮影



写真番号 4

物件2建物の内部（1階の浴室）を撮影



写真番号 5

物件2建物の内部（1階の洋室）を撮影

階段下物置



写真番号 6

物件2建物の内部（1階の洋室）を撮影



写真番号 7

物件2建物の内部（1階の洋室）を撮影



写真番号 8

物件2建物の内部（1階の車庫）を撮影



機械室

写真番号 9

物件2建物の内部（1階のE L V前）を撮影



写真番号 10

物件2建物の内部（2階のE L V前）を撮影



（ 15 枚目）

写真番号 1 1

物件2建物の内部（2階の和室）を撮影



写真番号 1 2

物件2建物の内部（2階の和室）を撮影



写真番号 1 3

物件2建物の内部（2階の洋室）を撮影



写真番号 1 4

物件2建物の内部（2階の洋室）を撮影



屋根裏物置

令和7年(ケ)第43号
令和7年8月1日 現地調査
令和7年9月17日 評価

福井地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

寺口 満 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,960,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 810,000 円
物件2(建物)	金 1,150,000 円

1. 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	鯖江市杉本町35字西稻場 72番2 宅地 168.13㎡	左記に同じ
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	鯖江市杉本町35字西稻場 72番地2 72番2 居宅 木造スレート葺2階建 1階 69.80㎡ 2階 70.50㎡ 合計 140.30㎡	1階 約95.4㎡ 2階 約75.9㎡ 合計 約171.3㎡
番 号	特 記 事 項		
1, 2	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通		福井鉄道福武線「神明」駅より 北西方 約 1.8 km (道路距離)
付 近 の 状 況		対象地域は鯖江市北部郊外に位置し、県道背後に旧来の一般住宅のほか工場、倉庫等も見られる地域である。
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制 非線引き都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% 指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地「杉本笹野遺跡」の指定あり
画地条件	地 積 間 口 奥 行 形 状	168.13 m² 約 9.1 m 約 18.5 m 長方形
接 面 道 路 の 状 況		南西側 約2.7m舗装市道(建築基準法42条2項に該当) 高低差 道路とほぼ等高
土地の利用状況等		物件2建物の敷地として利用されている。 隣接不動産の状況は南東側及び北東側が一般住宅、北西側が畑、南西側が道路である。
供給処理施設	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	前面道路に本管あり 前面道路に本管なし 前面道路に本管あり
特 記 事 項		1. 南西側道路は建築基準法42条2項に該当するため、セットバックが必要である。 2. 本件土地の西角部に狛犬(動産)が一對置かれている。 3. 土壌汚染の可能性について調査したところ、全部事項証明書及び過去の航空写真(昭和50年)から、以前は農地であったものと推定される。その後宅地化され、一般住宅の敷地として利用されてきたと認められ、土壌汚染の可能性は低いものと思料する。

※ 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設さ

れていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分			主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数			建築年月日（登記記載）	平成2年4月13日 新築
			経過年数	35 年
			経済的残存耐用年数	2 年
仕 様	構	造	木造	
	屋	根	スレート葺	
	外	壁	サイディングボード等	
	内	装	ボード、ビニールクロス、ジュラク壁、板張、サイディングボード等	
	天	井	ボード、竿縁天井等	
	床		フローリング、畳、土間コンクリート等	
	設	備	給水、電気、排水	
	そ	の	他 ホームエレベーター(可動の可否は不明)、屋根裏物置あり	
床 面 積（現 況）			第3 目的物件欄記載のとおり	
現 況 用 途 等			現 況 用 途	居 宅
			間 取 り	間取図のとおり
品 等			普通	
保 守 管 理 の 状 態			北西側及び北東側の外壁に植物が生い茂り、経年以上の老朽化が見られる。	
建 物 の 利 用 状 況			現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項			1. 本件建物は身体障がい者仕様の住宅である。 2. 本件建物は1階台所及び各洋室並びに2階の各洋室が改装中の状態である。 3. アスベスト含有吹付材については目で見える部分については使用されていない。また、成形板等の建材についてはアスベスト含有の有無は不明である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	19,400	0.98	168.13	0.80	2,560,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 鯖江(県)ー5

$$\begin{array}{ccccccccc} & \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ & 15,700 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 81 & = & 19,400 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位 1.00

◇ 地域格差： 街路条件 1.05 交通接近条件 0.98
(相乗積) 環境条件 0.80 行政的条件 0.99

その他条件 1.00

イ 個別格差(相乗積)： 方位 1.02 要セットバック 0.96

ウ 地積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	175,000	約 171.3	0.07	2,100,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

主である建物

経過年数 35 年

経済的残存耐用年数 2 年

観察減価 30%

残価率 5%

$$\cdot \text{現価率} = \{ \text{残価率 } 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数 } 2 \text{ 年} / \text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数 } 37 \text{ 年}) \} \times (1 - \text{観察減価等 } 0.30) = 0.07$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,560,000	0.25	法定地上権	640,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①、1②) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除 カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	2,560,000	-640,000		0.7	0.6	1.00	810,000
2	2,100,000	640,000	1.0	0.7	0.6	1.00	1,150,000
一括価格 (合計)							1,960,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 建物の仕様がやや特殊であること、一部改装中の状態であること、築年が古く保守管理の状態が経年より劣ることなどを考慮

オ 競売市場修正： 競売手続の特殊性及び売却条件に伴う競売固有の減価を考慮

カ その他の控除： 特になし

第6 参考価格資料

地価調査価格	鯖江(県)ー5
所 在	鯖江市吉谷町117番
価 格	15,700 円/㎡
位 置	「神明」駅 約3.7km
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	223㎡
供給処理施設	水道・下水
接 面 街 路	北6m舗装市道に接面
用 途 指 定 等	非線引き都市計画区域 指定なし
	建蔽率 60%
	容積率 200%
地 域 の 概 要	中規模の一般住宅が見られる郊外の住宅地域

第7 附属資料

- ① 位置図
- ② 現況見取図
- ③ 建物間取図

【付記】

本評価書末尾に添付された資料以外の資料については、現況調査報告書に添付されている資料と同一である

以 上

[illegible]

This topographic map illustrates the terrain and urban layout of Kure City, Hiroshima Prefecture. The city's grid-like street pattern is overlaid on the natural landscape, which includes several hills and valleys. Key geographical features include the Seto River flowing through the eastern part of the city and various mountainous areas like Mount Kure (Kure-san) and Mount Hongo (Hongo-san). Two specific locations are highlighted: 'Property 1, 2' (物件 1、2), indicated by a red dot in the central-western area near the river, and 'Property 5-5' (鯖江(県)-5), indicated by a green dot in the northern part of the city. A compass rose in the bottom right corner shows North (N) pointing towards the upper left. The map also labels neighboring cities such as Fukuoka City (福岡市) to the west and Matsuyama City (松山市) to the east.

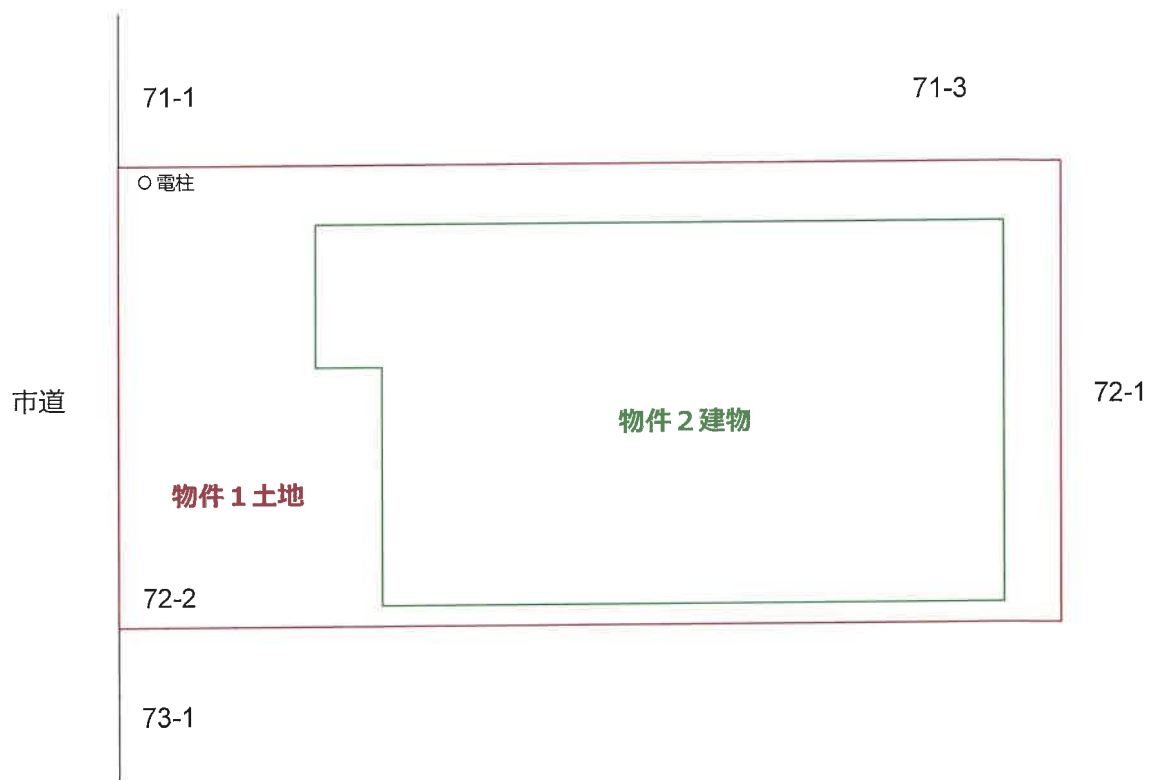
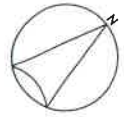
[illegible]

住宅地図写



現況見取図

鯖江市杉本町



※本見取図は、土地と建物のおおよその位置関係を図示したものであり、精確な境界を示したものではありません。

建物間取図

物件 2

■ 未登記増築部分

